


	<p>法面の施工後は、可能な限り速やかに法面の緑化を行い、土ぼこり等発生を抑制する。</p>	<p>現時点では法面の施工を実施していない。</p>
	<p>風向風速を監視し、浮遊粒子状物質等の発生のおそれのあるときは工事現場への散水を迅速に行うほか、作業を一時中断するなど、発生を抑制する。</p>	<p>吹流しにより風の状況を監視し、必要に応じ作業の中断や散水を実施した。</p>  <p>平成 28 年 4 月 18 日撮影</p>

表 5-2 環境保全措置等の実施状況（騒音）


環境影響要因 (環境影響要素)	環境保全措置等の内容	実施状況
<p>重機の稼働 (騒音)</p>	<p>十分な高さの仮囲いの設置、重機の低出力化、重機の同時稼働台数を減らす保全措置により、影響の低減を図る。</p>	<p>低騒音型の重機を使用した。 施工範囲を小面積に区切り、段階的に施工を進めることにより重機の同時稼働台数を減らした。</p>  <p>平成 28 年 4 月 18 日撮影</p>

表 5-3 環境保全措置等の実施状況（振動）

環境影響要因 (環境影響要素)	環境保全措置等の内容	実施状況
<p>重機の稼働 (振動)</p>	<p>重機の低出力化、重機の同時稼働台数を減らす保全措置により、影響の低減を図る。</p>	<p>低出力の重機の使用に努めた。 施工範囲を小面積に区切り、段階的に施工を進めることにより重機の同時稼働台数を減らした。</p>

表 5-4 環境保全措置等の実施状況（水質）


環境影響要因 (環境影響要素)	環境保全措置等の内容	実施状況
盛土・掘削等 (水の濁り)	掘削後の仮置き土砂や、盛切土の裸地は必要に応じシートで覆い、濁水発生の抑制に努める。	粗造成が完了した範囲の表面は粒径の大きい盛土材（礫分 80.7%）で被覆し、濁水発生を抑制した。  平成 28 年 4 月 18 日撮影
	造成後の裸地については、早期に緑化を施すことにより濁水発生を抑制し、影響の低減を図る。	現時点で造成工事は完了していない。
	沈砂池濁水処理施設設置等の対策を講じることとする。なお、凝集沈殿剤を用いる場合は食品添加物として認められている種類のものを使用する等、周辺環境の保全に配慮する。	仮設沈砂池を設置し濁水濃度を低減し、凝集沈殿剤は用いなかった。  平成 28 年 4 月 18 日撮影
作業員の活動 (水の汚れ、富栄養化、溶存酸素、水温)	工事作業員の活動に伴う汚水（し尿）は貯留し域外に搬出して適正に処理し、周辺水域への排水は行わない。	汚水は下水道に接続し放流しているため、周辺水域への排水は行っていない。

表 5-5 環境保全措置等の実施状況（地形・地質）

環境影響要因 (環境影響要素)	環境保全措置等の内容	実施状況
盛土・掘削等 改変後の地形 (土地の安定 性)	安全性確保の面から、施工にあたっては実際に使用する盛土材の土質を適切に把握し安全率の確保を図るよう努める。	盛土材とする残土及び岩ズリについて土質試験により材料特性・強度特性を把握し、安全率の確保を行なった。

表 5-6 環境保全措置等の実施状況（地盤沈下）

環境影響要因 (環境影響要素)	環境保全措置等の内容	実施状況
盛土・掘削等 改変後の地形 (地盤沈下)	計画地外への沈下影響を把握するため、施工中・施工後を通じて監視を行い、必要に応じて適切な保全措置を実施する。	計画地に隣接する生出市民センター敷地境界付近において測量を実施し、沈下影響がないことを確認した。

表 5-7 環境保全措置等の実施状況（植物）

環境影響要因 (環境影響要素)	環境保全措置等の内容	実施状況
盛土・掘削等 改変後の地形 (植物相及び 注目すべき 種)	タコノアシ、サンカクイ、及び大部分の個体群が消失すると予測されたオモダカの3種については、生育適地への移植により、生育個体群の保全を図ることとする。	移植対象種のうち H26 年度に仮移植を実施した（事後調査報告書(第1回)で報告済み)サンカクイの生育状況を確認した。なお、タコノアシ、オモダカについては事後調査報告書(第1回)で報告した通り、既に消失していたことから移植は行っていない。  平成 27 年 7 月 7 日撮影
	ナルコスゲや他の好湿性植物相の生育環境の保全を目的として、改変地からの濁水泥水土砂の流入を防止する。具体には、掘削後の仮置き土砂や盛土の裸地は必要に応じてシートで覆う、周囲に土砂流出防止柵を設置し、濁水等の発生の抑制に努める。また、仮設沈砂池を設置し濁水濃度の低減に努める。	粗造成が完了した範囲の表面は粒径の大きい盛土材（礫分 80.7%）で被覆し、濁水発生を抑制した。仮設沈砂池を設置し濁水濃度を低減した。なお、ナルコスゲについては H26 年度の事後調査報告開始時点から確認されておらず、今回調査でも確認出来なかった。
	造成直後の裸地面はクローバーによる早期の緑化を行う予定であるが、在来種による緑化についても検討する。	現時点で整地工事は完了していない。

表 5-8 環境保全措置等の実施状況（動物）

環境影響要因 (環境影響要素)	環境保全措置等の内容	実施状況
重機の稼働 盛土・掘削等 変更後の地形 (動物相及び 注目すべき 種、注目すべ き生息地)	計画地外の北側には計画地内と同様の水田地帯が残ることとなるため、工事の際には動物が逃避しやすいように南側から北側へ向かって工事を進める。	施工範囲を小面積に区切り段階的に工事を進め、南側から北へ向かって工事を進め、動物の逃避を促した。
	変更地からの濁水、泥水、土砂の流入を防止するため仮設沈砂池の設置、また、掘削後の仮置き土砂や盛土の裸地は必要に応じてシートで覆うようにし、濁水発生の抑制に努める。	粗造成が完了した範囲の表面は粒径の大きい盛土材（礫分 80.7%）で被覆し、濁水発生を抑制した。 仮設沈砂池を設置し濁水濃度を低減した。
	工事騒音による影響を抑制するため、アイドリングストップの推進や過負荷運転の防止に努める。また、夜間の工事は行わない。	施工業者に対しアイドリングストップの実施や過負荷運転の防止を要請し、現場にて実施状況を確認した。また、工事は昼間のみ実施した。

表 5-9 環境保全措置等の実施状況（生態系）

環境影響要因 (環境影響要素)	環境保全措置等の内容	実施状況
重機の稼働 盛土・掘削等 変更後の地形 (地域を特徴 づける生態 系)	変更地からの濁水、泥水、土砂の流入を防止するため仮設沈砂池の設置、また、掘削後の仮置き土砂や盛土の裸地は必要に応じてシートで覆い、濁水発生の抑制に努める。	粗造成が完了した範囲の表面は粒径の大きい盛土材（礫分 80.7%）で被覆し、濁水発生を抑制した。 仮設沈砂池を設置し濁水濃度を低減した。
	計画地周辺の動物の生息環境の保全を目的として、工事騒音を抑制するため、アイドリングストップの推進や過負荷運転の防止に努める。	施工業者に対しアイドリングストップの実施や過負荷運転の防止を要請し、現場にて実施状況を確認した。

表 5-10 環境保全措置等の実施状況（自然との触れ合いの場）

環境影響要因 (環境影響要素)	環境保全措置等の内容	実施状況
盛土・掘削等 (自然との触 れ合いの場)	工事にあたっては、濁水発生の抑制に努め、名取川の水との触れ合い環境の維持に配慮する。	粗造成が完了した範囲の表面は粒径の大きい盛土材（礫分 80.7%）で被覆し、濁水発生を抑制した。 仮設沈砂池を設置し濁水濃度を低減した。

表 5-11 環境保全措置等の実施状況（文化財）

環境影響要因 (環境影響要素)	環境保全措置等の内容	実施状況
変更後の地形 (指定文化財 等)	計画地周辺部には埋蔵文化財として、町田遺跡、町北東遺跡、新熊野堂遺跡が存在していることから、関係機関と事前に協議し適切な対応を行う。	市文化財課立会いのもとで事前調査を実施し、造成による影響がないことを確認した。今後、建築物を建設する際には改めて市文化財課と協議のうえ進める。

表 5-12 環境保全措置等の実施状況（廃棄物等）

環境影響要因 (環境影響要素)	環境保全措置等の内容	実施状況
盛土・掘削等 (廃棄物)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の対象となっている特定建設資材であるアスファルトコンクリートについては、産業廃棄物処理場に運搬し、アスファルトとして再生利用を図る。	工事により発生したアスファルトコンクリート殻はマニフェストを交付の上で再生施設にて破砕処理し再生骨材としてリサイクルした。
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の対象となっている特定建設資材であるコンクリートについては、産業廃棄物処理場に運搬し、粉砕して骨材として再生利用を図る。	工事により発生したコンクリート殻はマニフェストを交付の上で再生施設にて破砕処理し再生砕石としてリサイクルした。
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の対象となっている特定建設資材である木材については、木材加工センターに運搬し、粉砕してチップとして再生利用を図る。	工事により発生した木くずは、マニフェストを交付の上で再生施設にて破砕処理しチップとしてリサイクルした。

備考) 上記の他、混合廃棄物が 4.0t 発生したが、マニフェストを交付の上で許可業者にて破砕処理し、管理型処分場にて最終処分した。

表 5-13 環境保全措置等の実施状況（温室効果ガス等）

環境影響要因 (環境影響要素)	環境保全措置等の内容	実施状況
資材等の運搬 重機の稼働 (二酸化炭素)	使用する車両、重機は適切な点検整備を行い、その性能を維持することにより、二酸化炭素の排出抑制に配慮する。	運搬業者及び施工業者に対し車両等の点検整備を要請し、ヒアリングにより実施状況を確認した。
	車両の運行時以外の時間等における、不必要なアイドリングを行わない。	運搬業者に対しアイドリングストップの実施を要請し、現場にて実施状況を確認した。
建築物等の建築 (熱帯材使用)	擁壁工事における木質系型枠は、非木質系型枠を積極的に使用し、木質系型枠を使用する場合は、転用回数の増加に努める。	擁壁工事における木質系型枠は、転用回数の増加に努めた。
	事業の実施にあたっては、工事現場事務所資材置き場やコンクリート型枠等に熱帯材を使用することが考えられるが、地球温暖化防止の観点から、リサイクル可能なプラスチック型枠の使用等、最新の技術を採用する。	工事現場事務所、資材置き場などでは可能な限り熱帯材のリサイクルに努めた。